

近畿における6次産業化の取組について

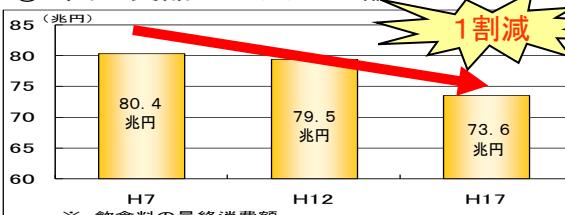
平成25年12月
近畿農政局

農山漁村の6次産業化の考え方

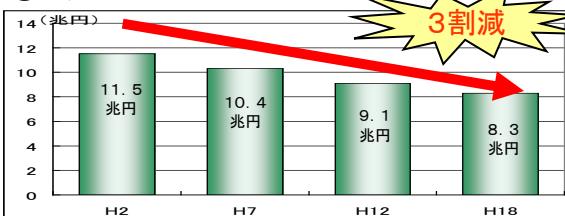
○ 雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を推進。

現 状

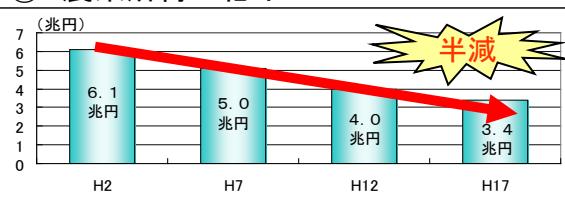
① 国内食品マーケットの縮小



② 農業産出額の低下



③ 農業所得の低下



④ 農山漁村地域における

- 企業の撤退

- 公共事業の減少

農山漁村に由来する様々な地域資源

○ 農林水産物



○ バイオマス

- ・稲わら
- ・食品廃棄物
- ・未利用間伐材



○ 経験・知恵

○ 自然エネルギー

○ 風景

○ 伝統文化

地域資源の有効活用

等

農山漁村の地域資源を活用し
新たな事業に取り組もうとする
産業

食品産業、観光産業、IT産業、
化粧品・医薬製造業、エネルギー産業
等

マーケットの拡大を図りつつ、 農山漁村の6次産業化

○ 生産・加工・流通(販売)の一体化 による付加価値の拡大

農林漁業者による加工・販売分野
の取組(多角化、複合化等)、
地産地消、
農林水産物や食品の輸出
等

○ 2次・3次産業による農林漁業への 参入

農林漁業と2次・3次産業との連携・融合による地域ビジネスの展開
や新たな産業の創出

バイオマス等地域資源を活用した新
事業の創出
農商工連携の推進
再生可能エネルギー利用の推進
等

新たな付加価値を創出

雇用の確保と所得の向上による

農山漁村地域の再生・活性化

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び 地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)の概要

- 6次産業化、地産地消等、地域の活性化や高付加価値化に役立つ創意工夫を凝らした取組を全面的に支援します。

1 目的(第1章)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(第2章) [6次産業化関係]

国の支援措置等

(1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

- ◆ 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
- ◆ 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象

支援措置(各種法律の特例)

- ★ 農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を拡大(促進事業者)、
償還期限・据置期間の延長(償還期間:10年→12年、据置期間:3年→5年)(農業改良資金融通法等)
- ★ 産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地を拡大(野菜生産出荷安定法)
- ★ 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化(農地法、酪肉振興法、都市計画法)
- ★ 食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加(食品流通構造改善促進法)

(2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

- ◆ 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画

支援措置(各種法律の特例)

- ★ 新品種の品種登録に要する出願料等を1／4に減免 ([種苗法](#))
- ★ 食品の加工・販売に関する研究開発・成果利用に必要な資金を債務保証の対象に追加 ([食品流通構造改善促進法](#))
- ★ 研究開発・成果利用に必要な施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化 ([農地法](#))

3 地域の農林水産物の利用の促進(第3章) [地産地消関係]

基本理念

①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。

国及び地方公共団体の責務

- ◆ 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定

国及び地方公共団体の施策

- ★ 地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備
- ★ 直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進
- ★ 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進
- ★ 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保
- ★ 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等
- ★ 人材の育成等
- ★ 国民の理解と関心の増進
- ★ 調査研究の実施等
- ★ 多様な主体の連携等

4 施行日

[地産地消関係] 公布の日(平成22年12月3日)

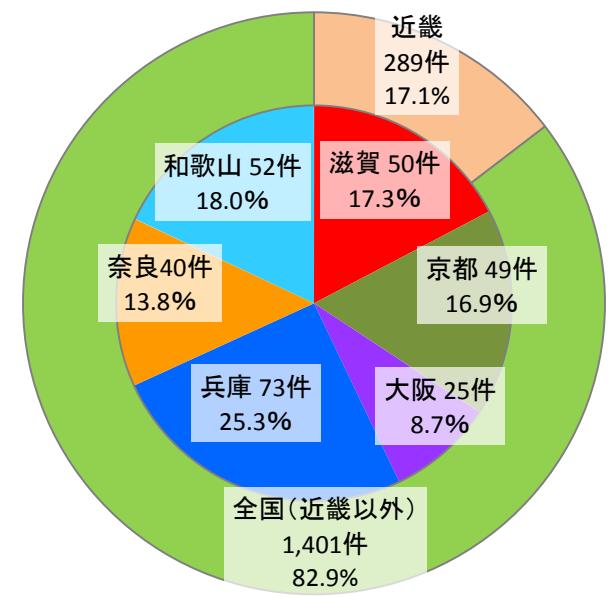
[6次産業化関係] 公布の日から6か月以内(平成23年3月1日)

六次産業化・地産地消法に係る総合化事業計画の認定件数(近畿農政局)

府県別認定数

	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	近畿計	全国
第1回	23 (3)	7 (1)	4 (1)	15 (5)	5 (1)	16 (1)	70 (12)	252 (49)
第2回	4	3	4 (1)	7 (1)	7 (1)	16 (3)	41 (6)	159 (21)
第3回	4	5 (3)	4	14 (1)	5	11 (4)	43 (17)	299
第4回	12	10	6	5 (1)	5	1 (1)	39 (1)	230 (27)
第5回	3 (1)			3	2	1	9 (1)	144 (8)
第6回	2	10	2	10 (2)	6 (1)	4	34 (3)	249 (13)
第7回		4	4	14	3	5	30 (0)	183 (7)
第8回	5	10	3	11	7	3	39 (0)	203 (8)
ファンド								4
取消等	3		2	6		5	16	33
計	50 (4)	49 (4)	25 (2)	73 (10)	40 (3)	52 (4)	289 (27)	1,690 (150)

平成25年11月29日現在



注: 第1回認定(平成23年5月31日、東北地域は6月15日、追加7月19日)

第2回認定(平成23年10月31日、追加12月16日、1月10日)

第3回認定(平成24年2月29日、追加3月30日)

第4回認定(平成24年5月31日、追加6月29日)

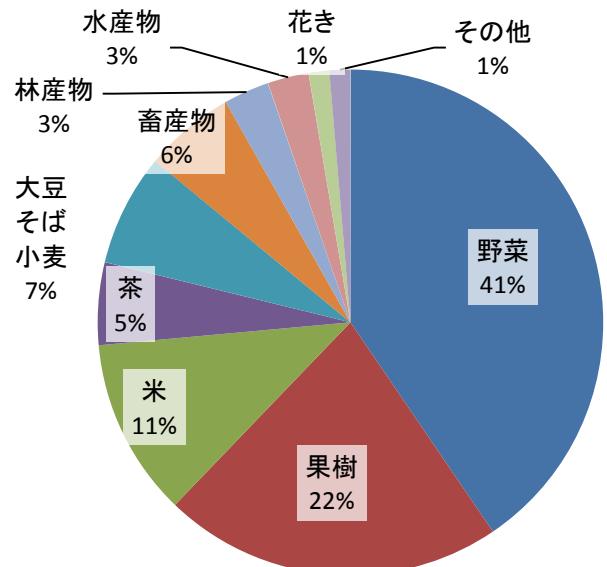
第5回認定(平成24年10月31日、追加11月30日)

第6回認定(平成25年2月28日、追加3月29日)

第7回認定(平成25年5月31日、追加6月28日)

第8回認定(平成25年10月31日、追加11月29日)

()は促進事業者。



農林水産物別申請数

対象農産物	野菜	果樹	米	茶	大豆そば小麦	畜産物	林産物	水産物	花き	その他	近畿計(延べ)
件数	153	82	43	20	27	22	11	10	5	5	378

平成26年度 6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫を活かし、農山漁村の所得増大に向けた施策を展開

取組事例(その1)

- ①市町村、六次産業化・地産地消法認定者と食品産業事業者、病院、学校が連携。
- ②外食産業のノウハウを活用して高齢者や児童向けの「ももヨーグルト」を商品化。
- ③生産者が加工・調理しやすい農産物を供給とともに、加工した「ももヨーグルト」を病院や学校に給食向け商品として安定供給。



もも農家
(法認定者)



市町村
(事務局)

- ①市町村、六次産業化・地産地消法認定者と食品産業事業者、病院、学校が連携。
- ②外食産業のノウハウを活用して高齢者や児童向けの「ももヨーグルト」を商品化。
- ③生産者が加工・調理しやすい農産物を供給とともに、加工した「ももヨーグルト」を病院や学校に給食向け商品として安定供給。



畜産農家
(法認定者)

取組事例(その2)

- ①JAが農家に呼びかけ、六次産業化・地産地消法認定者、食品産業事業者、観光業者等と連携。
- ②法認定者がトマトゼリーを開発し、ホテルや土産物店、JAが運営する直売所等で販売。
- ③複数産地のトマト生産者がJAを通じて連携し、加工に適した規格のトマトを生産し、安定供給。



トマト生産者(A市)
(法認定者)



JA
(事務局)



トマト生産者(B
村)



直売所



県

6次産業化の面的拡大につながる
以下のような地域の取組を支援するため、都道府県に対して交付金を交付

① 多様な事業者との連携促進

農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、輸出業者、学校、病院、JA等が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けて行う、

- ・推進会議の開催
- ・プロジェクトの調査・検討
- ・プロジェクトリーダーの育成
- ・共同新商品開発・販路開拓

などの取組

事業実施主体：民間団体、地方公共団体等
補助率：1/2、2/3以内

② 取組に必要な施設等の整備

6次産業化ネットワークを構築して取り組むプロジェクトの中で必要となる大規模な加工施設・機械等の整備

事業実施主体：民間団体等
補助率：1/2以内

③ 支援体制の整備

地域の創意工夫で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備

事業実施主体：民間団体等
補助率：定額

病院

加工業者

ホテル

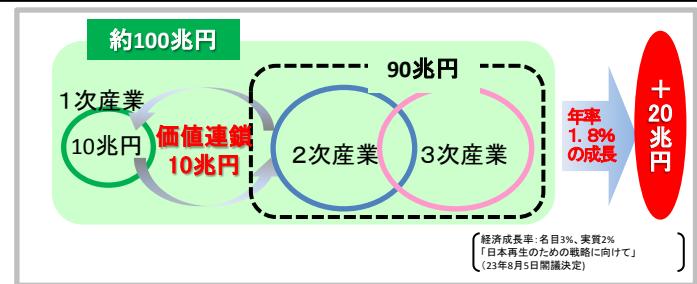
土産物店

加工業者

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法について

背景・趣旨

- 6次産業の市場規模を現行(1兆円)から10年後には10兆円規模に。1次産業を含めた食品関連産業の国内生産額(100兆円規模)を今後10年間で120兆円規模の産業に。
- このため、1次産業・2次産業・3次産業を通ずる価値連鎖(バリューチェーン)を連結する取組を支援。
- 新たな支援手法として、農林漁業者と2次産業・3次産業事業者の合弁事業への出資のためのファンドを造成。



1. 6次産業化のステップ

①生産確立期

作目選択、生産ノウハウの獲得など安定的な生産の確立が課題。

②企業的経営移行期

6次産業化移行期。営業、財務等の企業的経営の確立が課題。

③6次産業化確立期

事業の多角化への移行期。新たな販路、経営手法等が課題。

④自立的発展期

6次産業化の進展により自立的な発展が可能。

2. 主な支援施策

補助金、制度融資

- ・農林漁業の経営体質強化施策

6次産業化支援施策

- ・ボランタリー・プランナー等による経営診断
- ・6次産業化プランナー等による販路開拓支援、各種施策の活用等のアドバイスやモニタリング
- ・加工・販売施設整備支援等

ファンドによる支援

上記の施策に加え、

- ・1次産業と異業種のマッチング
- ・高収益な販路や成長力のある海外市場を開拓できる事業体を設立

を支援し、農林漁業の成長産業化を推進。



3. ファンド支援の具体例(イメージ)

ファンド支援事業の例①: アップルタルト製造・販売・輸出

事業者	農業者と大手菓子メーカー
事業概要	規格外品を回すのではなく、加工用に適した品種を供給し、食味・食感の良いアップルタルトを製造・販売・輸出。

ファンド支援事業の例②: 認証取得による輸出事業

事業者	JAと大手流通スーパー
事業概要	情報端末(iPad等)を活用し、規格認証に必要な情報を圃場で入力。国際規格対応農産物を輸出。

ファンド支援事業の例③: 植物工場の事業化

事業者	農業者と中堅製薬メーカー
事業概要	植物工場を利用し、漢方薬等に用いる薬用植物を栽培・輸出。農業者の栽培ノウハウで、薬用植物の品質を安定化。

ファンド支援事業の例④: 国産家具のブランド化事業

事業者	林業者・林産加工業者と家具メーカー・ハウスメーカー
事業概要	国産木材・家具・インテリアに特化した国産木造住宅のブランド化。和風インテリアの輸出。

4. 新たな機構を設立する理由

- ①人材、権能、機能の面において、1次産業、2次・3次産業を繋ぐ合弁事業を適切に推進する機関が存在しない。
- ②出資型ファンドの適正な運営を図るために、事業範囲を明確にし、事業ごとのリスクに応じて権限と責任を一致させることが必須。
 - これまで、この考え方に基づいて事業範囲ごとに出資型ファンドを設立。
(例)産業再生機構、企業再生支援機構、産業革新機構、中小企業基盤整備機構

6次産業化についてのお問い合わせ先

近畿農政局
経営・事業支援部
事業戦略課

〒602-8054
京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
電話番号:075-414-9024
http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/6zi_sangyo/index.html

〔担当都道府県〕
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県

管轄区域	担当地域センター等	連絡先
滋賀県:大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市	大津地域センター農政推進グループ	〒520-0044 滋賀県大津市京町3-1-1 電話:077-522-4273
滋賀県:彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡	東近江地域センター農政推進グループ	〒527-0023 滋賀県東近江市八日市緑町11-24 電話:0748-23-3842
京都府:全域	経営・事業支援部事業戦略課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町 電話:075-414-9024
大阪府:全域	大阪地域センター農政推進グループ	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6階 電話:06-6941-9064
兵庫県:神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市、川辺郡、多可郡、加古郡	神戸地域センター農政推進グループ	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 電話:078-331-9946
兵庫県:姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、佐用郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡	姫路地域センター農政推進グループ	〒670-0940 兵庫県姫路市三左衛門堀西の町18 電話:079-281-3697
兵庫県:豊岡市、養父市、朝来市、美方郡	豊岡地域センター農政推進グループ	〒668-0023 兵庫県豊岡市加広町5-10 電話:0796-22-2179
奈良県:全域	奈良地域センター農政推進グループ	〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 電話:0742-36-3840
和歌山県:全域	和歌山地域センター農政推進グループ	〒640-8143 和歌山県和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎 電話:073-436-3859

■農山漁村の6次産業化(ファンド含む)に関する本省へのお問い合わせ先は、

●食料産業局 産業連携課(TEL 03-3502-8111)

※農山漁村の6次産業化に関する情報は、【<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/6jika.html>】に記載しております。